

# 第 5 7 回

## 前橋市都市計画審議会議案

## 目 次

- 1 第1号議案 前橋勢多都市計画道路（3・4・4号茂木堀越線）の変更について  
 . . . . . 1  
 （2号案件）

**1 号 案 件**：都市計画法第19条第1項の規定により、前橋市が定める都市計  
 （付議案件）画に関する議案（前橋市決定）

**2 号 案 件**：都市計画法第18条第1項の規定により、群馬県が前橋市に意見  
 （諮問案件）を聴き、定める都市計画に関する議案（群馬県決定）

**3 号 案 件**：都市計画法以外の法令により、都市計画審議会の議を経ること等  
 （付議案件）を求められている性質の議案（建築基準法第51条ただし書きに  
 （諮問案件）よる敷地位置指定等）

**4 号 案 件**：法令に定めはないが、本市の都市計画を行う上で、市長が都市計  
 （諮問案件）画審議会の意見を聴くことが必要と判断して提出する議案

**5 号 案 件**：都市計画法第21条の5第2項の規定により、計画提案の素案に  
 （諮問案件）ついて都市計画審議会に意見を聴く必要がある議案

※付議案件：都市計画法及び他の法令によりその権限に属された事項（議決を要するもの）の調査審議を行うもの

※諮問案件：他の法令によりその権限に属された事項（審議を要するもの）及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行うもの



諮問第1号

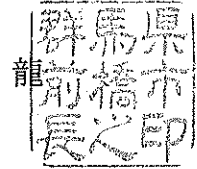
前橋市都市計画審議会 様

前橋勢多都市計画道路（3・4・4号茂木堀越線）の変更について

前橋勢多都市計画道路（3・4・4号茂木堀越線）の変更について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

令和元年10月30日

前橋市長 山本



## 第1号議案

前橋勢多都市計画道路（3・4・4号茂木堀越線）の変更について（諮問）

諮問第1号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の同意を求めます。

令和元年11月25日

前橋市都市計画審議会会長

前橋勢多都市計画道路の変更（群馬県決定）（案）

都市計画道路中3・4・4号茂木堀越線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・4	茂木堀越線	前橋市茂木町	前橋市堀越町	前橋市茂木町	約 2,700 m	地表式	2車線	16m	私鉄上毛電鉄と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

前橋勢多都市計画道路3・4・4号茂木堀越線は、昭和55年に都市計画決定され、前橋都市計画道路3・3・78号昭和大橋大胡線と連続し、前橋市茂木町から同市堀越町までを南北に結ぶ幹線道路である。

本路線の主要地方道藤岡大胡線から主要地方道前橋大間々桐生線までの区間延長約650mについて、事業の実施にあたり、群馬県街路樹ガイドライン（平成31年3月）に基づき街路樹の設置有無について検討したところ、本区間は歩行者、自転車の交通量が街路樹の設置基準を下回ることから、地域のニーズを踏まえた上で街路樹を設置しないこととし、植樹帯を不要とした幅員構成に見直し、幅員を16mから14mに変更するものである。

都市計画道路新旧対照表 (案)

(変更前)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・4	茂木堀越線	前橋市茂木町	前橋市堀越町	前橋市茂木町	約 m 2,700	地表式	2車線	16m	私鉄上毛電鉄と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	

(変更後)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・4	茂木堀越線	前橋市茂木町	前橋市堀越町	前橋市茂木町	約 m 2,700	地表式	2車線	16m	私鉄上毛電鉄と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	